

農業用施設災害関連事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、農業用施設災害復旧事業に併せて、隣接残存施設の改築又は補強等を行い再度災害を防止する。

2 事業内容

農業用施設災害復旧事業に併せて、将来災害発生の原因となる恐れのある隣接残存施設の改築又は補強を行い被災要因を除去し、再度災害防止のために行う事業。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 採択要件

次に掲げる全ての条件を満たすものであること

当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ併せて施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと

当該施設について他の改良計画がないこと

事業効果が大であること

4 補助率

内地・北海道・離島・奄美 50 / 100、沖縄 60 / 100

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細細) 農業用施設災害関連事業費補助

6 平成18年度概算決定額

11,000(27,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

ため池災害関連特別対策事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、災害復旧事業に併せて、ため池の改築又は補強等を行い再度災害を防止する。

2 事業内容

激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において、被災ため池、又は一連の地域内及び上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 採択要件

1) 次のいずれかに該当すること

被災ため池の被害が激甚であること

被害を受けた家屋及び受ける恐れがあるものが10戸以上であること

鉄道、主要道路、公共施設、農地(100ha以上)に被害を及ぼす恐れがあるもの

公共建物の重要部分に被害を及ぼす恐れがあるもの

2) 工事費が1,500万円を超え、かつ併せて施行する災害復旧事業の工事費を原則として超えないこと

3) 他の改良計画がないものであること

4) 事業効果が大であること

4 補助率

50/100

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細細) ため池災害関連特別対策事業費補助

6 平成18年度概算決定額

8,000(105,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

特殊地下壕対策事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、農地、農業用施設、海岸、地すべり防止施設の災害復旧に伴う場合等に、旧陸軍等が築造した特殊地下壕に対する埋め戻し、防災処理を行う。

2 事業内容

農地等の復旧に伴い、特殊地下壕に対する防災処理が必要となった場合、又は陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合に特殊地下壕の埋め戻し、防災処理を行う。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 採択要件

次に掲げる全ての要件を満たすものであること

1) 次のいずれかに該当する特殊地下壕であること

農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第6条により指定された地域をいう。）内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること

農業振興地域内において陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること

2) 旧軍、その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であること

3) 一箇所の事業費が200万円以上のもの

4 補助率

50/100

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細細) 特殊地下壕対策事業費補助

6 平成18年度概算決定額

10,000(10,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

農地災害関連区画整備事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地の区画形質を変更し、再度災害を防止する。

2 事業内容

再度災害を防止するため、災害復旧事業に併せ隣接する農地等を含め一体的に区画形質の変更を実施。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

(2) 採択要件

次に掲げる全ての要件を満たすものであること

- 1) 災害復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できないもの
- 2) 受益戸数が2戸以上
- 3) 工事費が400万円以上かつ、併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること
- 4) 他の改良計画がないこと
- 5) 事業効果が大であること

4 補助率

50/100

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 農地災害関連区画整備事業費補助

6 平成18年度概算決定額

12,000(109,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

海岸保全施設等災害関連事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、災害復旧事業に併せて、海岸保全施設等の新設又は改良を行い、再度災害を防止する。

2 事業内容

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域のうち、農地の保全に係る海岸保全施設に係る災害復旧に併せて、海岸保全施設等の新設又は改良を行う。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、農地の保全に係る地すべり防止施設に係る災害復旧に併せて、地すべり防止施設等の新設又は改良を行う。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 採択要件

1箇所工事費が原則として800万円以上（市（指定都市を除く）町村は600万円以上）で、かつ併せて施工する災害普及事業の工事費を超えないもの

4 補助率

海岸保全施設災害関連事業

内地 50/100、北海道・離島 55/100、奄美 2/3、沖縄 60/100

地すべり防止施設災害関連事業

1/2

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 海岸保全施設等災害関連事業費補助

平成18年度概算決定額

- (3,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

災害関連農村生活環境施設復旧事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

被災した集落排水施設などの農村生活環境施設の復旧を行い、活力ある農村地域社会の維持、形成を図る。

2 事業内容

農地又は農業用施設について、暫定法に基づく災害復旧事業が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で整備されたものに限る。）の復旧事業。

3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：市町村、土地改良区等

(2) 採択要件

1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上

2) 本事業に係る工事費が200万円以上

4 補助率

1 / 2

5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 災害関連農村生活環境施設復旧事業費補助

6 平成18年度概算決定額

634,000(235,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

災害関連緊急地すべり対策事業

1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、地すべりが活発になることにより災害の危険性が增大する等経済上、民生安定上放置し難い場合に、緊急に地すべり防止工事を実施する。

2 事業内容

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、当該年の降雨、地震等により、地すべりが発生又は拡大したことによって緊急に地すべり防止工事が必要となった場合に実施する地すべり防止事業。

（対象工種）

排水施設、擁壁、土留工その他の地すべりを防止するための施設

3 事業実施主体等

（1）事業実施主体：都道府県

（2）採択要件

1 箇所の事業費が600万円を超えるものであり、次のいずれかに該当するもの

1）災害復旧事業に特に先行して施行する必要のあること

2）公共の利害に密接な関係を有し、～ のいずれかに該当するもの

多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流に直接被害を及ぼすと認められるもの

鉄道、主要道路及び公共施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

公共建物の重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ため池（30,000m³以上）又は用排水施設（100ha以上）に直接影響を及ぼすと認められるもの

人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

農地（10ha以上）に直接被害を及ぼすと認められるもの

4 補助率

溪流工事 2 / 3、その他工事 1 / 2

5 予算科目

（項）農業施設災害関連事業費

（目）農業用施設等災害関連事業費補助

（目細）災害関連緊急地すべり対策事業費補助

6 平成18年度概算決定額

54,000(52,000) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】